

執筆者負担金に関する規程

改定 2020 年度規程第 3 号 (2021 年 1 月 31 日)

改正 2021 年度規程第 2 号 (2022 年 3 月 5 日)

改正 2022 年度規程第 1 号 (2022 年 4 月 27 日)

改正 2022 年度規程第 3 号 (2023 年 3 月 4 日)

- 1 本会機関誌に投稿し、採用された場合には、投稿者は相応の執筆者負担金を納入しなければならない。
- 2 執筆者負担金の額は、原稿 1 本につき 55,000 円を超えぬよう、機関誌発刊毎に編集委員会に於いて決定する。出版費用を掲載原稿数で割った金額が 55,000 円に満たない場合には、その額を執筆者負担金とする。但し、会費納入規程第 4 条により特例会費を認められている会員及び学生会員については、33,000 円を超えぬよう、調整することとする。
- 3 執筆者負担金を前項の金額に抑えるため、編集委員会は年度会計より相当額を「出版補助費」として出版費用に繰り込むことを決定できる。この場合、事前に会計局長と相談しなくてはならない。
- 4 投稿部門が研究ノート又は書評の場合、編集委員長の判断により執筆者負担金を減額することができる。この場合、事前に会計局長と相談しなくてはならない。
- 5 [投稿規程](#)第 7 項の規定により許可された研究ノート又は書評と類似して分量も相応な原稿については、前項の規定を準用する。
- 6 投稿規程第 4 項の規定による依頼原稿及び特別寄稿に関する執筆者負担金は、編集委員長の裁量により決定する。なお、原稿の性質上、負担金を求めないことができる。
- 7 この規程の改正は、編集委員会の発議により、理事会で議決する。その後、直近の総会に於いて承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行し、『日本英語英文学』第 31 号より適用する。
- 2 従前の「執筆者負担金に関する内規」(2010 年 4 月 15 日制定)は廃止する。

附 則 (2021 年度規程第 2 号)

この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行し、本誌第 32 号より適用する。

附 則 (2022 年度規程第 1 号)

- 1 この規程は、2022 年 6 月 1 日から施行し、『日本英語英文学』第 32 号より適用する。
- 2 改正された第 2 項の規定にかかわらず、当面の間は従前の例により、執筆者全員の負担金が 33,000 円を超えぬよう、努力すべきこととする。

附 則 (2022 年度規程第 3 号)

この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。 ■